

1月 保健の掲示板

《問合せ先》
宇城市（松橋）保健福祉センター ☎ 32 - 7100

項目	対象者	実施日	受付時間	会場	備考
2カ月児相談	H19年11月生	8日(火)	9:30~ 9:45	不知火老人福祉センター	
		15日(火)		小川保健センター	
		22日(火)		豊野保健センター	
3・4カ月児健診	H19年 9月生	17日(木)	9:00~ 9:20	不知火老人福祉センター	
乳児健診	H19年 5月生・9月生	16日(水)	13:10~13:30	三角保健センター	
5カ月児相談	H19年 8月生	18日(金)	9:30~ 9:45	宇城市(松橋)保健福祉センター	
7カ月児健診	H19年 5月生	11日(金)・25日(金)	12:30~13:00	不知火老人福祉センター	
1歳児相談	H18年11月~12月生	10日(木)	9:30~ 9:45	豊野保健センター	
		24日(木)		宇城市(松橋)保健福祉センター	
		31日(木)		三角保健センター	
1歳6カ月児健診	H18年 6月生	10日(木)・24日(木)	13:00~13:20	不知火老人福祉センター	
2歳児歯科健診	H17年 9月生	16日(水)・30日(水)	13:00~13:20	宇城市(松橋)保健福祉センター	
3歳児健診	H16年12月生	15日(火)・29日(火)	12:30~13:00	宇城市(松橋)保健福祉センター	
母子健康手帳の交付	妊婦	9日(水)・16日(水)・23日(水)・30日(水)	9:30~ 9:45	宇城市(松橋)保健福祉センター	
マタニティボディートーク	妊婦	9日(水)・16日(水)・23日(水)・30日(水)	10:00~11:00	宇城市(松橋)保健福祉センター	予約制
虹色のふうせん(療育ネットワークの会)	体や心の発達に心配のある子どもたちとその家族および関係者	25日(金)	13:15~13:30	宇城市(松橋)保健福祉センター	
離乳食教室(応用編)	H19.5月~H19.6月生	9日(水)	13:15~13:30	宇城市(松橋)保健福祉センター	予約制

項目	対象者	実施日	受付時間	会場	備考
BCG	満3カ月~6カ月未満の未接種者 H19.7.22~H19.10.23	23日(水)	13:00~13:30	宇城市(松橋)保健福祉センター	

項目	対象者	実施日	受付時間	会場	備考
お達者健診	70歳 国民健康保険で S13.1.2~S13.2.1生	24日(木)	9:45~10:00	三角保健センター	
		25日(金)		豊野保健センター	
		28日(月)		宇城市(松橋)保健福祉センター	
		29日(火)		不知火老人福祉センター	
		24日(木)		小川保健センター	
		25日(金)		三角保健センター	
	75歳 S8.1.2~S8.2.1生	25日(金)	9:45~10:00	豊野保健センター	
		28日(月)		宇城市(松橋)保健福祉センター	
		29日(火)		不知火老人福祉センター	
		24日(木)		小川保健センター	
		25日(金)		三角保健センター	
		29日(火)		不知火老人福祉センター	
		31日(木)	9:45~10:00	小川保健センター	

※国保以外の方で平成19年度内70歳到達者については、後日「お達者健診」を実施予定

1月の献血日程

健康づくり推進課 ☎ 32 - 1428

期日	地域	場所	時間
15日(火)	松橋町	ショッピングセンターフレンド	9:30~11:30 12:30~15:30
28日(月)	三角町	海のピラミッド前	9:30~12:00
		ゆうあいマートニコニコド-三角店	13:30~16:00
30日(水)	松橋町	市役所本庁	9:30~12:00 13:00~16:00

※400ml献血のみの受け付けとなります。

平成20年度

住民健診(集団)の申し込みを受け付けます

1月31日(木)まで

市では、市民のみなさんが「自らの手で自らの健康」をつかみ取っていただくため、平成20年度の住民健診(特定健診・健康診査・がん検診等)を実施します。

来年度は、医療制度改革でこれまでの早期発見・早期治療の考えから、メタボリックシンドローム(内臓脂肪肥満症候群)が引き起こすさまざまな弊害に目をむけ、40歳から74歳までの方は医療保険者が特定健診・特定保健指導を行うことになりました。

従って、来年度の基本健診は対象者(40から74歳まで)の健診を医療保険者(医療保険証発行者)が実施します。該当する人は、従来と申し込み方法などが異なりますのでご注意ください。

各健診(検診)の対象者には、別途申込書を送付いたしますので、同封の注意書や記入例など

をよく読んで記入いただき、期日までに提出されますようお願いいたします。

なお、受診状況を把握し今後の市政に反映させるため、受診されない人もその旨記入いただき提出ください。

提出期限 平成20年1月31日(木)

提出先 健康づくり推進課、各支所健康福祉課(不知火支所は、総合窓口課または松合出張所)、宇城市(松橋)保健福祉センター、三角保健センター、豊野保健センター、各地区の健康づくり推進員

お問い合わせ 宇城市(松橋)保健福祉センター ☎ 32-7100

※申込書には個人情報が含まれます。個人情報保護された方は封筒に入れて提出することもできます。

知っていますか 特別児童扶養手当

20歳未満の身体または知的・精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人(養育者)に対し支給される手当です。現在、受給中の人は手続きの必要はありません。

1 手当支給の対象

- (1) 手当を受けることができる人
この手当は、(2)の児童(以下「支給対象児」という)を監護する父・母または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。ただし、日本国内に住所を有していなければ受けることはできません。

(2) 手当の対象となる児童

日本国内に住所を有する20歳未満の身体または知的・精神に中程度以上の障害(政令第3で定める程度)のある児童が対象となります。

ただし、障害を事由に年金が支給される児童や児童福祉施設等に入所している児童は対象となりません。

2 手当を受ける手続き

手当を受けるには、市役所担当課の窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。県知事の認定を受けることにより支給されます(申請に必要な書類は下記窓口を用意しています)。

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本(外国人の方は登録済証明書)

- ② 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し
- ③ その他、申請時に持参するもの(療育手帳、身体障害者手帳、いん鑑)

3 手当の支払

手当は、県知事の認定を受けると、認定の請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

12月分~ 3月分の手当 4月
4月分~ 7月分の手当 8月
8月分~ 11月分の手当 11月

4 手当の額

手当の額は、平成18年4月から児童1人につき、以下のとおりです。

障害等級1級の場合 月額 50,750円
障害等級2級の場合 月額 33,800円

5 支給制限

手当を受けている人、扶養義務者および配偶者の前年の所得が、政令で定める額以上ある場合は、その年度(8月分から翌年の7月分まで)は、手当の全部が支給停止されます。所得限度額等の詳細については、下記までお尋ねください。

- ☎ 社会福祉課障害福祉係 ☎ 32-1111
内線1134
- 各支所健康福祉係 三角支所 ☎ 53-1111
不知火支所 ☎ 33-1111
小川支所 ☎ 43-1111
豊野支所 ☎ 45-2111